

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	49 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	47 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

私は、昭和49年9月にA県B市からC県D市へ転居予定であったため、昭和49年度2期以降の国民年金保険料をB市で納付しようとしたところ、4期（昭和50年1月から同年3月まで）については、保険料額が決定されておらず納付できなかったが、2期（昭和49年7月から同年9月まで）及び3期（昭和49年10月から同年12月まで）については、49年9月12日にE銀行F支店で納付した。

その後、D市に住所変更し、同市役所で国民年金手帳に住所の変更を記載してもらい、昭和49年度の4期（昭和50年1月から同年3月まで）の国民年金保険料については、同市内のG銀行H支店で納付したと思う。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間が未納となっており納付できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立期間において住所変更はあるものの、職業及び生活状況に大きな変化はみられない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和44年度以降の国民年金の加入期間について、申立期間を除き、その前後の国民年金保険料を全て納付している上、申立人が所持している国民年金手帳及び領収書、D市の国民年金被保険者名簿並びにオンライン記録により確認できる申立期間前後の申立人の国民年金保険料の納付日は、全て納付期限内であること

が確認できることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和 49 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料について、申立人は、「昭和 49 年度国民年金保険料納付書兼領収済通知書兼検認票（3 期分（10、11、12 月分））」を所持しているところ、その領収日付印欄には 49 年 9 月 12 日付けの E 銀行 F 支店の領収印が重複して押されており、このことについて、E 銀行は、「長期間経過しているため不明だが、検認票の 2 期分と 3 期分との押印箇所を間違えたため、3 期分に重複押印することで押印を消したと思われる。」としているものの、E 銀行における領収印の押印誤りに係る取消印の基本的な取扱いと異なっていること、及び申立人が当該検認票を他の国民年金保険料領収書と共に国民年金手帳に長期間貼付していることを踏まえると、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付した可能性は高いと考えられる。

加えて、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料について、申立人が所持する国民年金手帳において 49 年 9 月 24 日に D 市へ住所変更した記載があることから、住所変更して以降、当該期間は現年度納付が可能であり、転入後に同市において国民年金保険料の納付書が送付されなかったとは考え難い上、同市の国民年金被保険者名簿によれば、50 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料が全て納付期限内に納付されていることが確認できることを踏まえると、当該期間についても納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで
② 昭和47年4月から同年12月まで

私は、実家が商売を営んでいたもので、修行のために、昭和47年10月からA市のB社で働いたが、C市の伯母の家からA市に転居した48年1月頃、A市役所から、国民年金保険料が未納になっているとの通知が来たため、D市の実家の父から金を借りて、20歳からの国民年金保険料を一括して納付した。しかし、社会保険庁（当時）の記録によれば、45年1月から同年3月までの期間及び47年4月から同年12月までの期間に係る国民年金保険料が未納になっていることが分かった。

納付したことを示す証拠はないが、申立期間の国民年金保険料を納付したのは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、i) 9か月と短期間であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和48年2月2日であることが確認できることから、申立期間②の国民年金保険料は現年度納付が可能であったと考えられること、iii) 申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によれば、申立期間②の前の45年4月から47年3月までの国民年金保険料が、申立人の国民年金手帳記号番号払出日より約2か月後の48年4月16日に過年度納付され、申立期間②の後の48年1月から49年3月までの期間に係る国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できること、iv) A市は、「昭和48年4月に

国民年金保険料を納付したのであれば、市の納付書は、現年度分である47年4月まで遡った分を作成して渡していたと思う。」としていることから、申立期間②の国民年金保険料だけが納付されていないのは不自然である。

一方、申立期間①の国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点においては、時効により納付することができなかったものと考えられる上、申立人には特例納付により納付したとの主張も無く、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①において、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から32年4月25日まで
② 昭和35年1月1日から36年12月1日まで
③ 昭和36年12月1日から37年4月1日まで
④ 昭和37年4月1日から42年2月21日まで

私は、申立期間①については、A社（現在は、B社）に、申立期間②については、C社に、申立期間③については、D社に、申立期間④については、D社E事業所にそれぞれ勤務していたが、私の年金記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金が支給されている記録となっていることが分かった。

しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の脱退手当金については、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年7か月後の昭和33年11月28日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と脱退手当金が支給決定された日との間にある被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立人は、当該未請求期間に係る事業所について、申立人の父親も勤務していたとしているなど詳細に記憶しているところ、当該未請求期間に係る厚生年金保険被

保険者記号番号は申立期間①に係る番号と同一であることが確認できることから、申立人が当該事業所に厚生年金保険被保険者証を提出したと考えるのが自然であり、申立人は、当該未請求期間について、厚生年金保険被保険者期間として認識していたことが推認でき、これを失念して請求するとは考え難い上、申立期間①に係る番号と同一である当該未請求期間が支給されていない期間として存在することは、事務処理上、不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間②、③及び④については、D社E事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険被保険者記録が確認できる女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年2月21日の前後それぞれ2年以内に同資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格がある16人（被保険者資格を喪失した日と同日に別の事業所において同資格を取得した者を除く。）について脱退手当金の支給記録を確認したところ、13人に脱退手当金が支給決定されており、当該13人のうち、申立人を含む9人が資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた状況がうかがえる。

また、申立人の申立期間④に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを示す「脱」の記載が確認できるほか、申立期間②、③及び④に係る脱退手当金については、厚生年金保険脱退手当金支給報告書の写しにより支給記録が確認できる上、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月29日は8万円、20年1月18日は13万2,000円、同年12月15日は15万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日
② 平成20年1月18日
③ 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間①において8万円、申立期間②において13万2,000円、申立期間③において15万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当

該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月29日は8万円、20年1月18日は11万2,000円、同年12月15日は15万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年12月29日
② 平成20年1月18日
③ 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間①において8万円、申立期間②において11万2,000円、申立期間③において15万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当

該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月29日は9万円、20年1月18日は15万2,000円、同年12月15日は15万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日
② 平成20年1月18日
③ 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間①において9万円、申立期間②において15万2,000円、申立期間③において15万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当

該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月29日は8万円、20年1月18日は10万1,000円、同年12月15日は6万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日
② 平成20年1月18日
③ 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間①において8万円、申立期間②において10万1,000円、申立期間③において6万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当

該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月29日は8万円、20年1月18日は8万6,000円、同年12月15日は13万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年12月29日
② 平成20年1月18日
③ 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間①において8万円、申立期間②において8万6,000円、申立期間③において13万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当

該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月29日は9万円、20年1月18日は14万4,000円、同年12月15日は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日
② 平成20年1月18日
③ 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間①において9万円、申立期間②において14万4,000円、申立期間③において16万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当

該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月29日は9万円、20年1月18日は13万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日
② 平成20年1月18日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間①において9万円、申立期間②において13万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく

保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月29日は8万円、20年1月18日は11万7,000円、同年12月15日は10万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日
② 平成20年1月18日
③ 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間①において8万円、申立期間②において11万7,000円、申立期間③において10万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当

該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月29日は9万円、20年1月18日は13万5,000円、同年12月15日は11万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日
② 平成20年1月18日
③ 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間①において9万円、申立期間②において13万5,000円、申立期間③において11万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当

該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月29日は7万円、20年1月18日は11万9,000円、同年12月15日は15万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日
② 平成20年1月18日
③ 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間①において7万円、申立期間②において11万9,000円、申立期間③において15万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当

該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月29日は7万円、20年1月18日は10万7,000円、同年12月15日は13万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年12月29日
② 平成20年1月18日
③ 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間①において7万円、申立期間②において10万7,000円、申立期間③において13万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当

該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額をそれぞれ1万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日
② 平成20年1月18日
③ 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間においてそれぞれ1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく

保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成20年1月18日は11万1,000円、同年12月15日は13万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年1月18日
② 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間①において11万1,000円、申立期間②において13万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく

保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成20年1月18日は10万5,000円、同年12月15日は11万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年1月18日
② 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間①において10万5,000円、申立期間②において11万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保

険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成20年1月18日は14万1,000円、同年12月15日は16万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成20年1月18日
② 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間①において14万1,000円、申立期間②において16万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく

保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成20年1月18日は9万6,000円、同年12月15日は11万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成20年1月18日
② 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間①において9万6,000円、申立期間②において11万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく

保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を7万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において7万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を15万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において15万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を15万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において15万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を18万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において18万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を10万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において10万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を11万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年1月18日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において11万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を10万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において10万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月29日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 29 日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月29日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 29 日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月29日は8万円、20年1月18日は10万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日
② 平成20年1月18日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間①において8万円、申立期間②において10万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく

保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月29日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 29 日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月29日は1万円、20年1月18日は8万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年12月29日
② 平成20年1月18日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間①において1万円、申立期間②において8万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく

保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月29日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を9万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 29 日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において9万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を16万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年1月18日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において16万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を13万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年1月18日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において13万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を16万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年1月18日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において16万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年1月18日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成20年1月18日は11万7,000円、同年12月15日は13万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年1月18日
② 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間①において11万7,000円、申立期間②において13万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく

保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を7万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において7万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を11万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において11万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を19万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において19万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額について、平成6年1月から同年9月までの期間を28万円、同年10月から7年11月までの期間を30万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から7年12月1日まで

私は、平成2年7月から11年2月まで、A社に勤務していたが、私の年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額よりも低い額となっていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を実際に受け取っていた給与額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成6年1月1日から同年10月1日までの期間については28万円、同年10月1日から7年12月1日までの期間については30万円と記録されていたところ、同年12月25日付けで、6年1月1日に遡及して9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立期間当時の給与額が9万2,000円よりも高い額であったことが推認できる上、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人が、申立期間において同社の取締役であったことが確認できるものの、申立期間において同社の取締役であったことが確認できる者のうち、事情を聴取できた一人及び同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者は、いずれも、「申立人は、社会保険事務には一切関与していなかったと思う。」と回答していることから、申立人は、同社の社会保険事務について権限を有しておらず、当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

また、前述の事情を聴取できた者は、「度重なる自然災害による被害で、平成6、7年頃のA社の経営は大変だったと思う。」としている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た、平成6年1月から同年9月までの期間を28万円、同年10月から7年11月までの期間を30万円に訂正することが妥当である。

長崎国民年金 事案 772

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年9月から49年2月まで

私は申立期間において大学に在学中であり、20歳になった昭和45年*月頃、当時、A村役場（現在は、B市役所A支所）に勤務していた父親が私の国民年金の加入手続きを行い、私が就職するまで、両親が国民年金保険料を納めていたということを聞いていた。

しかし、私の年金記録を確認したところ、申立期間が未加入期間となっており納付できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和51年1月21日にC県D郡A町（現在は、B市）で払い出されていることが確認できるものの、申立期間当時、申立人は大学生であり、任意加入対象者であることから、遡及して加入することはできない上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、B市役所A支所の国民年金保険料収納簿によれば、申立期間においては、申立人の母親の氏名は確認できるものの、申立人の氏名は確認できず、昭和50年度になって初めて記載され、当該備考欄に昭和51年2月27日付けで資格取得したことを意味する記載があるほか、同年3月11日付けで同年2月及び3月の保険料領収印が確認できる上、申立人が所持している年金手帳の国民年金の記録（1）の「被保険者となった日」欄に、同年2月27日と記載され、A町の印が押されていることを踏まえると、申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたのは、同年2月頃であると考えるのが自然であり、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、

申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする両親は、既に死亡及び高齢のため事情を聴取することができず、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から56年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年11月から56年11月まで

昭和55年10月末に勤めていた会社が倒産したため、私か、家族の誰かが、A町役場(現在は、B市役所A庁舎)で私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたと思う。

しかし、年金記録を確認したところ、私の年金記録に国民年金の加入期間が無いことが分かったが、納得できない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、国民年金手帳記号番号及び国民年金に係る記録は記載されておらず、申立期間は、オンライン記録上、未加入期間となっているため、国民年金保険料を納付できない上、D郡A町(現在は、B市)の国民年金手帳記号番号払出簿において、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について、「私か、家族の誰かが加入手続を行い、保険料を納付したと思う。日付印が押された用紙を見た覚えがあるが、加入手続や納付方法等一切覚えていない。」としている上、申立人の夫も、申立人の国民年金加入手続及び納付方法について、「分からない。覚えていない。」としているほか、申立期間当時、同居していたとする申立人の夫の母親は既に死亡しており、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等を確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間に係る

国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 9 月 1 日から 24 年 4 月 1 日まで
② 昭和 25 年 4 月 2 日から同年 10 月 1 日まで

父は、昭和 20 年 9 月から 27 年 8 月まで、A 市及び B 市の米軍基地において、C 職を行っていた。父が生前、社会保険事務所（当時）に確認したところ、その勤務していた期間の一部の厚生年金保険被保険者記録は確認できたが、申立期間における被保険者記録が確認できなかった。

このことについて、父は、「仕事の関係で異動することは多かったが、途中で辞めたことは無い。」と、不満を話していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和 23 年 12 月 1 日付け保発第 92 号厚生省保険局長通知）により、進駐軍労務者は、厚生年金保険法における国の事務所に使用される者として、同法の強制加入被保険者とする旨が定められているところ、事業所名簿において、昭和 24 年 4 月 1 日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる D 事業所は、同日に初めて厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できる上、D 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①の後の期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に聴取したところ、同日以前から勤務していたと回答する者が複数いるものの、いずれも D 事業所における同日以前の被保険者記録は確認できない。

また、前述の複数の者に事情を聴取しても、いずれも申立人を覚えておらず、申立期間における申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、申立期間及びその前後の期間について、前述の被保険者名簿を見ても、既に確認されている申立人の厚生年金保険被保険者記録以外に申立人の記録は確認できない上、D事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、D事業所に係る資料等を引き継いだとするE防衛局から提出された「厚生年金台帳索引簿（F）」及び「被保険者名簿（G）」により確認できる申立人のD事業所に係る被保険者記録についても、既に確認されている申立人の記録と一致している。

加えて、E防衛局は、「前述の資料以外の雇用記録等の資料は確認できない。」としているほか、前述の複数の者に聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 23 日から 39 年 5 月 25 日まで
② 昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 12 月 4 日まで
③ 昭和 41 年 10 月 4 日から 42 年 8 月 1 日まで

私は、年金事務所に照会をしたところ、申立期間については、脱退手当金が支給されているという回答を受けた。

しかし、私は、申立期間③において勤務していたA社を退職した時に、会社から脱退手当金に関する説明は受けていない上、当時は制度自体を知らず、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、昭和 42 年 12 月 3 日付けで厚生年金保険被保険者記号番号の重複取消処理が行われていることが確認でき、脱退手当金が同年 12 月 22 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複取消処理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
② 昭和 35 年 4 月 1 日から 40 年 9 月 21 日まで

私は、A社に申立期間を含め3回勤務していたが、年金事務所で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金を受給したことになっていることが分かった。

しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険被保険者記録が確認できる女性のうち、申立人の申立期間②における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年9月21日の前後それぞれ2年以内に同資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格がある34人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、21人に脱退手当金が支給決定されており、当該21人のうち、申立人を含む18人が資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、当該18人のうちの1人は、「会社で脱退手当金の手続をしてもらい、銀行で現金を受け取った。」としていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた状況がうかがえる。

また、申立人の当該事業所に係る申立期間①の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立期間②の被保険者原票を見ると、脱退手当金が支給されていることを示す「脱」の記載がそれぞれ確認できる上、申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年12月22日

に支給決定されているなど、脱退手当金の支給決定に関する事務処理に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月16日から20年8月30日まで
私は、昭和19年4月から20年8月まで、A社に勤務していたが、ねんきん特別便を受け取った時に、申立期間については、脱退手当金を受給した記録になっていることが分かった。
しかし、私は、脱退手当金を受給した覚えが無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、脱退手当金の受給資格がある61人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む49人に脱退手当金が支給決定されており、当該49人のうちの15人が昭和21年3月22日に、申立人を含む8人が22年6月11日にそれぞれ支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた状況がうかがえる。

また、申立期間の脱退手当金については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）において支給記録が確認できる上、当該台帳の備考欄には支給決定の根拠規定の記載が確認できるほか、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 29 日から 45 年 4 月 14 日まで
私は、昭和 41 年 8 月 29 日から 45 年 4 月 13 日まで、A社に勤務していたが、年金事務所に確認したところ、申立期間については、脱退手当金が支給されているとの説明を受けた。

しかし、同社を退職した後に、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、脱退手当金が支給されていることを示す「脱」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 45 年 7 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、オンライン記録によると、基礎年金番号には収録されていない申立人の共済組合員期間（昭和 46 年 1 月 1 日から同年 6 月 18 日まで）が確認できるものの、当該期間は約6か月と短期間である上、当該期間以降、申立人は、平成 14 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を再取得したことにより初めて基礎年金番号が付番されるまでの間、公的年金に加入しておらず、その後、20 歳に到達した昭和 46 年に遡って国民年金の被保険者資格取得の処理が行われていることを踏まえると、申立期間当時、申立人が年金制度について関心が低かったことがうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。